

指定権者／ 所在都道府県	指定確認検査機関・特定行政庁名	確認件数	確認件数から 法定通知(※ 2)を行ったも のを除いた件 数	確認申請受付～ 確認済証交付 (法定通知を发出した物件を除く)			法定通知を 行った件数	法定通知を行った場合は、その理由(※3)				(参考) 事前相談受付(※4)～ 確認済証交付 (法定通知を发出した物件を含む)		
				平均審査日数 (※5)	うち申請者側 の作業日数	うち審査者側 の審査日数		a	b	c	その他	平均審査日数 (※5)	うち申請者側 の作業日数	うち審査者側 の審査日数
鹿児島県	鹿児島県	1	1	21.0	11.0	10.0						21.0	11.0	10.0
	株式会社 鹿児島建築確認検査機構	4	4	10.0	6.8	3.3						16.8	11.5	5.3
沖縄県	那覇市	2	2	14.5	2.5	12.0						80.0	29.0	51.0
	浦添市	2					2	2				248.5	138.5	110.0
	うるま市	1	1	39.0	17.0	22.0						39.0	17.0	22.0
	沖縄建築確認検査センター株式会社	22	22	75.0	48.5	26.5						75.0	48.5	26.5
指定確認検査機関		1,235	1,214	23.8	13.4	10.4	21	5	2	7	7	60.4	39.3	21.1
特定行政庁		228	106	20.6	8.4	12.2	122	101	13	6	3	66.9	38.3	28.7
総計		1,463	1,320	23.6	13.0	10.6	143	106	15	13	10	61.7	39.2	22.5

※1: 平成22年6月1日以降に確認申請受付を行い、令和2年3月中に確認済証を交付した物件が対象
(当該集計は、事前相談に長期間を要している等、集計結果に影響を及ぼすような異常値が報告されている物件を対象外としている。)

※2: 法定通知とは「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」のことをいう。

※3: 法定通知を行った理由の分類は以下の通り

- a) 法定期間内に建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できないため
- b) 補正等の書面の交付の内容について、定められた期限までに申請者等が補正等の提出を行わないため
- c) 補正等の書面の交付の内容について、申請者等が補正等の提出を行ったが、その内容が不十分であるため

※4: 事前相談期間には、申請者から連絡のあった当初ではなく、概ね申請書類一式が揃ったものについて行っている(いわゆる仮受付、事前預かりなど)段階から算入している。
なお、事前相談の受付日に係る具体の判断は、各機関・行政庁において行っている。

※5: 平均審査日数は審査側(適判審査を含む)の審査期間と申請者側の作業期間を合わせたものをいう。
なお、申請者側の作業日数と審査者側の審査日数の内訳に係る具体の判断は、各機関・行政庁において行っている。